

静岡市アリーナ整備・運営事業 入札説明書等に関する説明会（2025年8月21日）における質問及び回答

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問（参加者）	回答（市）
		頁	行	項目			
1	入札説明書	12	20	第3章 3(4)	参加表明書の提出、参加資格の確認、資格審査結果の通知	構成企業と同様の提出書類が協力企業にも求められているが、本事業は業務が多岐にわたるため協力企業の数も多く、資料提出のハードルが高いと感じている。提出書類の緩和について検討いただきたい。	参加資格の審査に当該書類の提出は必要であるため、現時点で協力企業の提出書類について変更する予定はない。 一方で、協力企業の定義は応募グループを構成する者のうち、特別目的会社への出資を伴わない企業であるという点のみであり、応募グループ以外の者との業務上の協力関係を否定するものではない。 事業を進めるために関連する事業者のうち、どこまでを協力企業とみなすかは、事業者の判断によるため、協力企業の範囲を検討いただきたい。
2	入札説明書	12	20	第3章 3(4)	参加表明書の提出、参加資格の確認、資格審査結果の通知	協力企業にも上記提出書類を求める場合、手配に時間を要する。その場合でも、参加表明書提出後の参加事業者の追加は認められないか。	原則、認めない。ただし、協力企業ではない者に物品納入、広告、その他の下請業務等の関連業務を発注できないわけではないため、当該事業に関わる企業のすべてを協力企業として参加表明していなくとも問題ない。 なお、一定の委託請負に関しては市への報告が必要になる場合もあるため、その点は注意していただきたい。
3	入札説明書	15	4	第3章 4(3)ア	応募者等の個別要件 設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件	全ての事業者が満たすべきと記載されている要件について、協力企業も満たす必要があるか。	ご認識の通り。ただし、設計業務に関する要件の場合であれば、設計業務にあたる構成企業及び協力企業が要件を満たしていれば問題なく、運営業務を行う事業者等、設計業務にあたらない事業者については、当該要件を満たす必要はない。